

令和 8 年 度

県 単 道 路 除 雪 事 業 (08-G216-Y5)

凍 結 抑 制 剤 散 布 装 置 保 守 点 検 管 理 業 務 委 託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 0 月

秋田地域振興局建設部

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書〔令和8年10月1日以降適用〕」（以下、「共通仕様書」という）にもとづき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

第1節 業務内容

本業務は、凍結抑制剤散布装置を円滑に稼働させることを目的として、装置の設置、撤去及び保守点検を行うものである。

1) 凍結抑制剤散布装置の設置及び撤去（設置位置について監督職員と協議）

① 散布装置（固形）：7基

国道101号 男鹿大橋（男鹿市船越） 1基 新設1基

秋田昭和線 手形トンネル（秋田市新藤田） 1基

秋田御所野雄和線 秋田市河辺戸島（自動車専用道路区間内）4基

（装置所在地：秋田地域振興局建設部向浜車庫（秋田市向浜1丁目2-2））

② 散布装置（液体）：1基

国道101号 生鼻崎第2トンネル（男鹿市脇本） 1基

（装置所在地：秋田地域振興局建設部向浜車庫（秋田市向浜1丁目2-2））

2) 凍結抑制剤散布装置の管理業務

① 散布装置（固形）：7基

国道101号 男鹿大橋（男鹿市船越） 2基

秋田昭和線 手形トンネル（秋田市新藤田） 1基

秋田御所野雄和線 秋田市河辺戸島（自動車専用道路区間内）4基

② 散布装置（液状）：6基

国道285号 大台トンネル（五城目町富津内） 2基

秋田昭和線 手形トンネル（秋田市新藤田） 3基

国道101号 生鼻崎第2トンネル（男鹿市脇本） 1基

③ 管理業務の詳細内容

上記箇所における管理業務の詳細内容は次表のとおりとする。

装置の稼働開始及び終了時期については監督職員と協議し決定するものとする。

冬期間の巡回点検の時期について監督職員と協議し決定するものとする。

【管理業務詳細：散布装置（固形）】

業務区分	業務内容
始業時点検	装置稼働前に機器の状況を点検し、機器が稼働できる状態に整備する。 〔点検項目〕 ・本体の損傷有無と取付ボルトの緩み ・バッテリー容量の確認、整備(充電、補水) ・配線の損傷有無及び接続点検 ・作動状況の確認(手動による) ・本体の損傷有無と取付ボルトの緩み ・タイムスイッチ設定値の確認
巡回点検 (冬期間)	装置稼働中(冬期間)に機器の運転状況等を巡回し、異常がある場合は整備又は、報告を行う。 〔巡回項目〕 ・ホッパ内の凍結抑制剤残量の確認及び報告 ・本体の汚れ除去と散布口、ホッパ内の凍結抑制剤の固着確認及び除去 ・作動状況の確認(手動による) ・装置の上や周辺の除雪
緊急点検 (緊急時)	装置稼働中(冬期間)に不具合が発生した場合、発注者側からの指示により設備の緊急点検を実施する。 異常がある場合は整備又は、報告を行う。 〔点検項目〕 ・不具合の原因を究明するため必要な点検を行う。
終了時点検	装置稼働完了後において、格納に必要な点検整備を行い、異常がある場合は整備又は、報告を行う。 〔点検項目〕 ・ホッパ内の凍結抑制剤の除去ならびに本体及び散布口の洗浄 ・本体の損傷有無と取付ボルトの緩み ・本体カバー内部および前面扉スライド部の洗浄 ・各部のグリス給脂、塗布 ・作動状況の確認(手動による)

【管理業務詳細：散布装置（液状）】

業務区分	業務内容
点検・整備	装置稼働前に機器の状況を点検し、機器が稼働できる状態に整備する。 〔点検項目〕 ・傷、錆の程度 ・液面レベル計の異常の有無 ・しみ出し部ゴム異常、高さ異常、詰まり等の有無 ・ボールタップの動作 ・配管液漏れ ・バッテリー電圧 ・低電圧装置出力電圧 ・タイマー動作確認 ・温度センサー校正 ・リレー動作、モーターバルブ動作確認 ・ソーラー電圧、向き確認 ・充放電コントローラー動作異常の有無 ・しみ出し量確認

第2節 業務計画書

受注者は第1回打合せ終了後、速やかに業務計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

第3節 業務報告書

受注者は、第1節に示す各点検終了時ならびに監督職員が指示した業務について完了した後、速やかに業務報告書により監督職員に報告しなければならない。

第4節 使用材料等

受注者は、業務において使用する材料及び部品等について、その品質・寸法及び使用数量等が確認できる資料(証明書、写真等)を提出しなければならない。

第5節 緊急時における連絡

受注者は業務における点検時に、緊急に補修・対策等の対応が必要な箇所を発見した場合には、直ちに発注者に報告し、指示を受けるものとする。

また、その指示により、設計の内容に変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ変更の対象とする。

第2章 成果品

第1節 成果品の提出

1) 提出すべき成果品及び提出部数、内容については、次に示すものとする。

業務報告書	[紙媒体]	ファイル綴製本	1部(A4版)
	[内容]	・ 始業時、巡回時、終了時点検報告書 ・ その他作業報告書(緊急点検結果等) ・ 写真 - 点検等業務状況 - 稼働状況 - 不具合箇所状況 等	

第3章 その他

1) 上記で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

令和 8 年 度

県 単 道 路 除 雪 事 業 (08-G216-Y5)

凍 結 抑 制 剤 散 布 装 置 保 守 点 検 管 理 業 務 委 託

条 件 明 示 書

令和 8 年 10 月

秋田地域振興局建設部

1 諸経費等

本業務の諸経費は、秋田県土木工事標準積算基準書（参考資料）の「河川・道路等の維持管理委託業務について」により算出しています。

なお、本業務の予定価格の算出にあたっては、施工地域等補正、施工時期補正を加味した次の諸経費率により積算しています。

共通仮設費率： 7. 4 8 %

現場管理費率： 3 8. 0 6 %

2 積算について

保守点検等の積算については、別紙「見積歩掛単価表」を参考にしてください。

3 稼働中の不具合対応

稼働中の不具合発生時には、発注者からの指示により速やかに設備の緊急点検を実施すること。

緊急点検は4回として計上していますが、実績に基づき変更契約します。

また、修繕等の必要が生じた場合は別途協議します。

4 交通誘導員

設置及び撤去・保守点検中の交通管理として、交通誘導警備員Aを9人日、交通誘導警備員Bを2人日計上していますが、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。なお、交代要員は無としています。

5 積雪寒冷地区分

労務単価の冬期屋外補正及び現場管理費の冬期補正については「補正なし」として積算しています。それによりがたい場合は、契約締結後別途協議します。